

7. 資産運用に係る委託契約の解約

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社は、「当該投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約の解約」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号c(i)】

※ 資産運用に係る委託契約の解約には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 資産運用委託契約を他の資産運用会社に引継ぐ場合（他の上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を現に受けている他の資産運用会社に引継ぐ場合を除く）には、上場規程第1206条第1項審査を受ける必要がある場合がありますので事前に東証まで相談してください。
- ② 資産運用委託契約を他の資産運用会社に引継ぐ場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 委託契約の解約の理由
- b. 委託契約の解約の内容
- c. 委託契約の解約の日程
- d. 今後の見通し
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 投資法人の上場の継続に関する見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項